



経済産業省



最低賃金引上げに向けた 経済産業省の中小・小規模企業への支援策

2025年9月

中小企業庁

経済産業省の中小・小規模企業への支援策

- 過去最大の引上げ額（全国加重平均66円）である最低賃金の引上げに際し、(1)賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化、(2)賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援、(3)中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化など、賃金引上げに向けた環境の整備に係る支援を包括的に行う。

（１）賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

- ① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行
- ② 発注側企業等における取引慣行の改善
- ③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

（２）賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

- ① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等
- ② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援
- ③ 100億企業等に対する成長加速化支援
- ④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

（３）中小・小規模企業の生産性向上における賃上げ支援機能の強化

- ① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和
- ② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇
- ③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

(1) 賃上げ原資確保に向けた価格転嫁対策の強化

① 改正下請法（取適法）・振興法の着実な執行

- 改正下請法（取適法）により、賃上げの原資を確保するためのサプライチェーン（SC）全体での価格転嫁や支払期間の短縮等の課題に対し、協議に応じない一方的な価格設定の禁止、手形払いの禁止等を措置。
- 令和8年1月1日からの改正法施行に向けて、振興基準等の改正を行うとともに、公正取引委員会等とも連携しつつ、47都道府県での事業者説明会や、テレビ・インターネット広告等、改正法に係る周知広報を徹底。

② 発注側企業等における取引慣行の改善

- 本年3月の「価格交渉促進月間」を踏まえ、中小企業30万社へのアンケート調査を実施。10社以上の中小企業から主要な取引先として挙げられた企業等について、発注側企業ごとに、交渉・転嫁・支払条件の状況を整理し、4段階で評価した「発注者リスト」を8月5日に公表（発注側企業446社、国・地方公共団体等71機関）。
- 本年9月の「価格交渉促進月間」においても、経済産業大臣によるメッセージなど、取引適正化の推進に向けた積極的な周知・広報を実施。また、評価が芳しくない発注側企業には、業所管の大臣名で企業トップへ指導・助言を行うとともに、評価が芳しくない地方公共団体等に対しても改善に向けた働きかけを行う。
- さらに、取引Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合に、発注側企業に取引慣行の改善を促す「注意喚起」や、受注者及びその先の取引先に配慮した取引慣行への改善を求める「協力要請」等の行政指導を強化。

③ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

- 今般の法改正を踏まえた、自主行動計画の策定・改正や、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃、自主行動計画に基づく取組の充実や改善、パートナーシップ構築宣言の実施等について、業界団体向けの要請を実施。
- 現在、31業種（84業界団体）が、取引適正化に向けた「自主行動計画」を策定済みであり、引き続き、業界団体における取組状況についてフォローアップを行う。

(2) 賃上げ原資確保に向けた補助金等による支援

① 地域の社会機能を担う小規模事業者の販路開拓等を支援する持続化補助金等

- ・ 小規模事業者に対して、商工会・商工会議所の伴走支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。一定以上の賃金引上げに取り組む場合は手厚く支援し、稼ぐ力を強化。
- ・ よろず支援拠点等を通じ、企業のさらなる生産性向上を後押しする伴走支援を実施。

持続化補助金の概要

- ・要件：経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者
- ・補助上限：50万円（賃上げ特例活用の場合は、左記補助上限に150万円上乘せ）
- ・補助率：2／3

② 賃上げ促進税制による赤字企業も含めた賃上げ支援

- ・ 中小企業向け賃上げ促進税制における5年間の繰越控除措置の活用などを通じて、赤字の状況でも賃上げに挑戦できるよう、後押しを行う。

③ 100億企業等に対する成長加速化支援

- ・ 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入れによる地域経済への波及効果が大きい100億企業を目指す中小企業を支援し、これを中核とした地域経済全体の稼ぐ力を強化。

④ 健全な新陳代謝や経営資源の有効活用を進める事業承継、M&A、再生支援等

- ・ 地域の経営資源の散逸を防止し、地域の成長の実現に重要な事業承継や、規模の拡大を通じた経営の効率性向上・シナジー効果を生み出すM&Aについて、引き続き支援を行う。

(3) 中小・小規模企業の生産性向上の賃上げ支援機能の強化

① ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の要件緩和

現行制度

- 2024年度から、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援するため、以下の要件を満たす場合に、「**最低賃金引上げ特例**」で、**通常より高い補助率**（1/2から2/3に引上げ）で支援。

- 指定する一定期間（R5.10～R6.9）までの間で、3ヶ月以上、**地域別最賃+50円以内**で雇用している従業員が、全従業員数の30%以上いること

改正内容

- 「最低賃金引上げ特例」について、今般の最賃引上げ額を踏まえ、以下の通り、**対象企業を拡大する要件緩和**を行う。

- 指定する一定期間において、3か月以上**改定後の地域別最賃未満**で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

② ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の審査での優遇

改正内容

- ①で示した改正内容に該当する事業者に対し、補助率引上げに加え、採択審査において**加点措置**も実施。
 - 指定する一定期間において、3か月以上**改定後の地域別最賃未滿**で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
- さらに、厳しい経営状況においても、全国的な最低賃金の引上げ幅以上に賃上げの努力を行った企業を応援するため、以下の要件を満たす場合に、採択審査において**加点措置**を実施。
 - 一定期間において、事業場内最賃を「**全国目安で示された最低賃金の引上げ額（63円）**」以上の賃上げをする事業者

③ 周知・相談時の厚生労働省との連携強化

- 中小企業庁、厚生労働省の支援策を掲載した**リーフレットを共同で作成。それぞれの拠点を活用して、相互に支援策の周知を徹底する**。その際、持続化補助金等の賃上げ原資確保に向けた対策についても盛り込む。
 - 厚生労働省の労働局・働き方改革推進支援センター（全国47か所）及び労働基準監督署（全国321か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金を紹介する。
 - 中小企業庁のよろず支援拠点（全国47か所）において、中小・小規模企業の支援に関する相談を受ける際に、内容に応じ、厚生労働省の働き方改革推進支援センター及び業務改善助成金を案内する。